

建築物の定期報告(令和6年)

定期報告とは

多数の人が利用するような用途及び規模の建築物等については、いったん事故が発生すると大事故に発展するおそれがあることから、より一層の安全性の確保を図る必要があります。

下記に指定する建築物や建築設備に対し専門技術を有する資格者に調査・検査を依頼し、その結果を特定行政庁へ報告することを義務づけている制度です(建築基準法第12条第1項及び第3項)。

令和6年 報告対象建築物(3年ごとに報告)

- ・ 旅館
- ・ ホテル



報告対象の要件は裏面へ

- **建築物の報告時期**
令和6年7月1日
～令和6年12月20日
- **昇降機等及び工作物の報告時期**
通年
- **建築設備及び防火設備の報告時期**
令和6年4月1日
～令和6年12月20日

報告対象建築設備等(毎年報告)

1. 昇降機等
 - エレベーター
 - エスカレーター
 - 小荷物専用昇降機(フロアタイプに限る)
2. 工作物
 - 遊戯施設等
3. 建築設備
 - 換気設備
 - 排煙設備
 - 非常用の照明装置
4. 防火設備



報告対象の要件は裏面へ

特定行政庁 **佐 伯 市**

問い合わせ先

佐伯市建設部建築住宅課

佐伯市中村南町1番1号 TEL0972-22-3574

■対象建築物一覧表※ 【3年ごとに報告】

用途	規 模	R6	R7	R8	R9
・病院 ・有床診療所 ・高齢者、障害者等の就寝の用に供する建築物	①3階以上の階にあるもの(100㎡超) ②2階の対象用途の床面積の合計が300㎡以上 ③地階にあるもの(100㎡超)		○		
・劇場 ・映画館 ・演芸場	①3階以上の階にあるもの(100㎡超) ②客席の面積の合計が200㎡以上 ③主階が1階にないもの ④地階にあるもの(100㎡超)			○	
・観覧場 ・公会堂 ・集会場	①3階以上の階にあるもの(100㎡超) ②客席の面積の合計が200㎡以上 ③地階にあるもの(100㎡超)			○	
・体育館（学校を除く） ・博物館 ・美術館 ・図書館 ・ボウリング場 ・スキー場 ・スケート場 ・水泳場 ・スポーツ練習場	①3階以上の階にあるもの(100㎡超) ②対象用途の床面積の合計が2,000㎡以上			○	
・百貨店 ・マーケット ・展示場 ・キャバレー ・カフェー ・ナイトクラブ ・バー ・ダンスホール ・遊技場 ・公衆浴場 ・待合 ・料理店 ・飲食店 ・物販店舗	①3階以上の階にあるもの(100㎡超) ②2階の対象用途の床面積の合計が500㎡以上 ③対象用途の床面積の合計が3,000㎡以上 ④地階にあるもの(100㎡超)			○	
・旅館 ・ホテル	①3階以上の階にあるもの(100㎡超) ②2階の対象用途の床面積の合計が300㎡以上 ③地階にあるもの(100㎡超)	○			○

※建築基準法第6条第1項第一号に該当する建築物で、かつ上記の用途・規模のものが定期報告対象

※避難階にのみ対象用途がある場合は、定期報告対象外（避難階とは、直接地上へ通じる出入口のある階）

■対象建築設備等一覧 【毎年報告】

設備の種類	対象建築設備等	R6	R7	R8	R9
昇降機等	①エレベーター（戸建住宅等は除く） ②エスカレーター	○	○	○	○
	③小荷物専用昇降機	○	○	○	○
建築設備	特定建築物に設ける ①換気設備（中央管理方式の空調設備に限る） ②排煙設備（機械排煙設備に限る） ③非常用照明装置（非常用電源内蔵型でないものに限る）	○	○	○	○
工作物	①観光用エレベーター・エスカレーター ②高架の遊戯施設（コースター等） ③原動機を設け回転運動をする遊戯施設（メリーゴーラウンド、観覧車等）	○	○	○	○
防火設備	特定建築物及び高齢者等の就寝の用に供する建築物のうち200㎡超の建築物及び定期報告対象建築物に設置する防火設備（防火戸、防火シャッター等）※	○	○	○	○

※外壁開口部の防火設備、常時閉鎖式の防火設備、防火ダンパーを除く。